

北海道農政部長 殿
各農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

宛

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

キウイフルーツかいよう病のPsa 3 系統の発生調査の徹底について

昨年5月に国内で初めて発生を確認したキウイフルーツかいよう病のPsa 3 系統（以下「本病」という。）については、国内における早期発見・早期防除を講ずるため、「キウイフルーツかいよう病のPsa 3 系統の当面の対応について（平成26年7月18日付け消費・安全局植物防疫課長通知（以下「当面の対応通知」という。）」に基づき、発生調査や防除などの対応を行っているところです。

本年1月下旬、昨年春に切り戻しによる防除を行った本病の発生園地を調査したところ、秋の緊急全国調査で感染が確認できなかった樹において、枝から菌泥を含む樹液の漏出や落葉痕から乳白色の樹液の漏出など症状が確認され、本病の再発生が認められました。

また、本年2月上旬、これまで発生が認められていない果樹生産園地でも、生産者から樹液の漏出などの疑似症状の情報が提供され、新たな感染が確認されました。

ついては、樹液の流動が始まる2月以降における本病のまん延防止の徹底を図るため、貴職におかれましては、貴局管下各〔都府県〕に対し、下記について周知等の指導をいただけますようお願いいたします。

記

- 1 本病の発生県は、昨年春に発生が確認された園地及びその周辺の園地について追加調査を実施すること。
- 2 都道府県は、市町村や生産者団体など関係団体と協力し、枝から菌泥を含む樹液の漏出や落葉痕から乳白色の樹液の漏出などの症状がないかどうかを確認すること。
- 3 当面の対応の対応通知第5の1に基づき、果樹等生産者による本病の発生調査を徹底すること。
- 4 本病の調査により、新たに感染を認めた場合は、当面の対応通知第5の4に基づき、植物防疫課に速やかに報告するとともに、同通知第7に基づく防除を適切に実施すること。

(参考)

キウイフルーツかいよう病のPsa3系統の緊急全国調査実施要領の別添2(キウイフルーツかいよう病のPsa3系統の典型的病徴写真)

(抜粋)

2. 秋季

(2) 枝幹部の症状

② 樹液の漏出

イ 12月以降の冬季では、罹病樹の枝、主幹、収穫後の果柄先端等から病原細菌を含む白色や赤褐色の樹液が流れ出すことがあるため、樹液漏出の有無を注意して観察する(図1～6)。

樹液の漏出あるいは漏出痕を見逃さず、必要に応じて表皮を剥いで確認する(図7、枝の樹皮下の赤色化はPsaの典型的な病徴。)



図1 収穫後の果柄先端からの樹液漏出※1



図2 白色の樹液の漏出※2



図3 せん定切口からの樹液の漏出※2



図4 落葉痕からの樹液漏出※3



図5 樹液漏出※3



図6 樹液漏出※3



図7 樹皮下の赤色化※3(イタリア)

※1 Giorgio.M.Balestra氏 原図

※2 芹澤 拙夫氏 原図

※3 Marco Scortichini氏 原図